

家事事件一覧表(抜粋)

令和元年10月1日鹿児島家庭裁判所

1 家事調停事件

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類
一般調停 (離婚等)	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	140円×1 84円×6 50円×2 20円×3 10円×6 1円×5	離婚調停等の申立てなど、調停成立後の戸籍通知が必要な事案については、夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) その他の一般調停申立ての場合、申立て段階では特に添付資料なし。
遺留分減殺請求に基づく物件返還	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円 被相続人1名	140円×1×当事者数 84円×3×当事者数 50円×2×当事者数 20円×2×当事者数 10円×2×当事者数 1円×2×当事者数	申立人、相手方の戸籍謄本(住民票は登記が予定されている場合等、必要に応じて提出) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 贈与、遺贈物件目録、遺産目録、不動産登記簿謄本、固定資産課税評価証明書 遺言書写し、内容証明郵便
遺留分侵害額の請求				
別表第2の調停(遺産分割を除く)	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	140円×1 84円×6 50円×2 20円×3 10円×6 1円×5	申立人、相手方、事件本人の戸籍謄本 財産分与については離婚時の夫婦の戸籍謄本、共有財産に関する資料等
遺産分割	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円 被相続人1名	140円×1×相続人数 84円×6×相続人数 50円×2×相続人数 20円×3×相続人数 10円×6×相続人数 1円×2×相続人数	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 申立人、相手方の戸籍謄本、住民票 その他事案によって必要となる戸籍 遺産に関する資料(不動産登記簿謄本、固定資産課税評価証明書、預貯金残高証明書等) 親族関係図 その他事案によって必要となる資料
寄与分	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	遺産分割事件係属中 84円×2×当事者数 50円×2×当事者数 20円×2×当事者数 10円×2×当事者数 遺産分割事件係属なし 遺産分割事件と同じ	遺産分割事件が係属中の場合、添付資料不要 遺産分割事件が係属していない場合(民904の2④、910条)、遺産分割事件と同じ
特別の寄与に関する処分	相手方の住所地 又は 合意管轄			
277条審判 親子関係不存在 嫡出否認等	相手方の住所地 又は 合意管轄	1200円	500円×4 84円×8 50円×2 10円×6 5円×2	申立人、相手方、事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※事件によっては次のような証明書等が必要 届出の記載事項証明書、出生証明書の写し

2 家事審判事件【別表第一事件】

事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類
1 後見開始	本人の住所地	800円 <small>登記のための収入印紙</small> 2600円	500円 × 5 84円 × 10 20円 × 10	申立時に提出する添付書類は別途お問い合わせください。
17 保佐開始	本人の住所地	800円 代理権付与 800円	10円 × 10 5円 × 10 2円 × 10	
36 補助開始	本人の住所地	<small>同意権の範囲拡張</small> 800円 同意権付与 800円 <small>登記のための収入印紙</small> 2600円		
3 22 41 成年後見人等 選任	後見開始の審判 をした家庭裁判所	800円	500円 × 3 84円 × 5 20円 × 5 10円 × 5 5円 × 5 2円 × 5	
4 23 42 後見人等の辞 任許可	後見等開始の審判 をした家庭裁判所	800円 <small>登記のための収入印紙</small> 1400円	500円 × 3 84円 × 5 20円 × 5 10円 × 5 5円 × 5 2円 × 5	
5 24 43 後見人等の解 任	後見等開始の審判 をした家庭裁判所	800円	500円 × 4 84円 × 5 20円 × 5 10円 × 5 5円 × 5 2円 × 5	
11 30 49 居住用不動産 の処分につい ての許可	後見等開始の審判 をした家庭裁判所	800円	84円 × 5 10円 × 5	
12 被後見人との 利益相反の特 別代理人選任	後見等開始の審判 をした家庭裁判所	800円	84円 × 10 10円 × 5	
13 31 50 後見人等の報 酬付与	後見等開始の審判 をした家庭裁判所	800円	84円 × 1	
55 不在者財産管 理人の選任	不在者の従来の 住所地又は居所 地	800円 不在者1名	100円 × 2 84円 × 15 10円 × 9 2円 × 2	
	不在者財産管 理人の権限外 行為につい ての許可	800円 不在者1名	84円 × 1	
56 失踪宣告	不在者の従来の 住所地又は居所 地	800円 (官報広告料) 4816円	500円 × 2 100円 × 3 84円 × 15 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 5	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍附票 不在者の生死不明を証する資料 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば 戸籍謄本)

57	失踪宣告の 取消し	不在者の従来の 住所地又は居所 地	800円 (官報広告料) 現金納付1763 円	500円 × 2 100円 × 3 84円 × 15 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 5	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍附票 不在者の生存を証する資料又は失踪宣告によって 死亡とみなされた時と異なる時の死亡を証する資料 等 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば 戸籍謄本(全部事項証明書))
59	嫡出否認の訴 えの特別代理 人の選任	子の住所地	800円	84円 × 5 84円 × 5	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 候補者の住民票又は戸籍附票 子の戸籍謄本(出生届未了の場合、出生証明書写し 等)
60	子の氏変更の 許可	子の住所地	800円 子1名	84円 × 1	申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) 入籍する父又は母の戸籍謄本(子と父母の本籍地が 異なる市町村であるときは、届ける市町村以外の 戸籍謄本が入籍届出の際に必要) 入籍戸籍に入っている20歳以上の者の同意書
61	養子縁組許可	養子となるべき者 の住所地	800円 養子1名	84円 × 10 10円 × 5	申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明 書) 未成年者の戸籍謄本 未成年者が15歳未満の場合、代諾者の戸籍謄本
62	死後離縁	申立人の住所地	800円 亡養親、養子1名	500円 × 2 84円 × 5 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1	養親・養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書)
63	特別養子縁組 成立	養親となるべき者 の住所地	800円 養子1名	500円 × 8 84円 × 10 20円 × 8 10円 × 5 5円 × 8 2円 × 8	養親となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養子となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養子となる者の実父母の戸籍謄本(全部事項証明 書)
65	未成年者との 利益相反の特 別代理人選任	未成年者の住所 地	800円 子1名	84円 × 10 10円 × 5	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 親権者又は未成年後見人の戸籍謄本(全部事項証 明書) 利害関係人からの申立の場合、利害関係を証する資 料(戸籍謄本等(全部事項証明書)) 候補者の住民票又は戸籍附票、承諾書 利益相反に関する資料(遺産分割協議書案等)
67	親権喪失、停 止、管理権喪 失	子の住所地	800円 子1名 (ただし、事件 本人が2名の ときは2件)	500円 × 8 84円 × 10 20円 × 8 10円 × 5 5円 × 6 2円 × 2	子の戸籍謄本(全部事項証明書) 事件本人(父、母)の戸籍謄本(全部事項証明書)
71	未成年後見人 選任	未成年者の住所 地	800円 未成年者1名	500円 × 2 84円 × 10 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 2	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票又 は戸籍附票 候補者の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民票又は 戸籍附票 親権者の死亡の記載された戸籍謄本等、未成年者 に対して親権を行う者がいないことを証する書面 未成年者の財産に関する資料(財産目録、財産目録 記載の裏付け資料)
84	扶養義務者の 設定	扶養義務者となる べき者の住所地 (精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律の申 立てによりする ときは、精神障害 者の住所地でも可)	800円 扶養権利者1名	候補者申立の場合 84円 × 5 病院管理者申立の場合 500円 × 2 84円 × 10 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 3	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書)

86	推定相続人の 廃除	被相続人の住所 地 (被相続人の死亡 後は相続開始地)	800円 推定相続人1名	500円×2 84円×10 20円×2 10円×5 5円×1 2円×4	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 遺言による場合、被相続人の戸籍(除籍、改製原戸 籍、全部事項証明書)謄本(出生から死亡まで)
89	相続の承認又 は放棄をすべ き期間の伸長	相続開始地	800円 相続人1名	84円×3 10円×1	相続放棄と同じ
92	相続の限定承 認申述	相続開始地	800円 被相続人1名	84円×5×相続人数 10円×2×相続人数	相続放棄と同じ
95	相続放棄申述	相続開始地	800円 申述人1名	84円×3 10円×2	
99	相続人不分明 の場合における 相続財産管理 人の選任	相続開始地	800円 被相続人1名 (官報公告料) 4230円	84円×10 10円×5	
	相続人搜索の公告	相続開始地	800円 (官報公告料) 4230円	84円×3	相続債権者・受遺者への請求申出の催告公告をした ことを証する資料(官報公告写し)
	相続財産管理 人の権限外行 為についての 許可	相続開始地	800円	84円×1	
101	特別縁故者に 対する相続財 産の分与	相続開始地	800円 申立人	500円×4 84円×10 20円×4 10円×5 5円×2	申立人の住民票又は戸籍附票 被相続人との特別縁故関係の存在を証する資料
102	遺言書の確認	相続開始地 (遺言者生存中は 遺言者の住所地)	800円 遺言書ごと	500円×2 84円×5 20円×2 5円×1	遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) 立会証人の住民票又は戸籍附票 遺言書写し、診断書(遺言者が生存している場合) 申立人の利害関係を証する資料(申立人が親族の 場合、戸籍謄本)
103	遺言書の検認	相続開始地	800円 遺言書ごと	84円×3×当事者数 (申立人、相続人、受遺者)	遺言者の出生から死亡までの戸籍(除籍、改製原戸 籍、全部事項証明書)謄本 遺言者の住民票又は戸籍附票 相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)、必要に応じ て相続人の改製原戸籍等が必要になる場合もありま す。 相続人の住民票又は戸籍附票 相続関係図 遺言書の写し(なお、封筒が封かんされている場合 は封筒の裏表をコピーしたものを提出する。開封され ている場合も写しの他に封筒の裏表をコピーしたも のを提出する。)
104	遺言執行者の選任	相続開始地	800円 遺言書ごと	84円×10 10円×5	遺言者の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍、全部 事項証明書)謄本 遺言者の住民票又は戸籍附票 候補者の住民票又は戸籍附票 遺言書写し 申立人の利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍 謄本(全部事項証明書))
110	遺留分放棄	被相続人の住所 地	800円 申立人ごと	84円×5	申立人、被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)

111	任意後見監督人の選任	本人の住所地	800円 登記のための収入印紙 1400円	500円 × 3 84円 × 10 20円 × 10 10円 × 10 5円 × 10 2円 × 10	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 本人の診断書, 戸籍謄本(全部事項証明書)及び戸籍附票 成年後見に関する登記事項証明書 任意後見監督人候補者の住民票又は戸籍附票 財産目録及び財産目録記載の裏付け資料
122	氏の変更	申立人の住所地	800円 申立人	84円 × 5	申立人の戸籍(除籍, 改製原戸籍, 全部事項証明書)謄本(生まれてから現在まで) 変更理由を証する資料(永年使用の場合は, 客観的資料(年賀状, 手紙等)の写し) 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書
	名の変更	申立人の住所地	800円 申立人	84円 × 5	申立人の戸籍謄本(生まれてから現在まで) 変更理由を証する資料(永年使用の場合は, 客観的資料(年賀状, 手紙等)の写し)
124	戸籍訂正	戸籍のある地	800円	500円 × 2 84円 × 10 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 3	訂正する戸籍謄本(全部事項証明書)全部 申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合, 申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本等)
126	性別の取扱いの変更	申立人の住所地	800円	500円 × 2 84円 × 10 20円 × 2 10円 × 5 5円 × 1 2円 × 3	申立人の戸籍謄本及び住民票又は戸籍附票 陳述書, 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条2項に規定する医師の診断書
130	保護者の選任	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円 × 1 病院管理者申立の場合 500円 × 2 84円 × 1 20円 × 2 5円 × 1	事件本人, 候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) 候補者の承諾書 診断書(最高裁判所印刷の申立書使用の場合は不要, 診断内容の記載箇所有り)
	保護者の順位変更	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円 × 2 病院管理者申立の場合 84円 × 3	上記のほか, 先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料
	保護者の順位変更及び保護者選任	精神障害者の住所地	800円	候補者申立の場合 84円 × 2 病院管理者申立の場合 500円 × 2 84円 × 1 20円 × 2 5円 × 1	保護者選任記載の添付資料及び先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料
	保護者の改任	保護者選任をした家庭裁判所		84円 × 5	上記のほか, 先順位の保護者がその義務を行えない事情を証する資料

2 家事審判事件【別表第二事件】

	事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類
1	夫婦の協力 扶助	夫又は妻の住所 地 (調停の場合は、 相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)
2	婚姻費用分担	夫又は妻の住所 地 (調停の場合は、 相手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細 書、確定申告書等の写し等)
3	子の監護に 関する処分 (子の引渡しに関 しては別途問合 せください)	子の住所地 (調停の場合は、 相手方の住所地)	1200円 子1名	84円×10 10円×5	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 養育費請求の場合、申立人の収入に関する資料(源 泉徴収票、給与明細書、確定申告書等の写し等) 養育費減額の場合、支払いを取り決めた調停調書等 の写し
4	財産分与	夫又は妻であつた 者の住所地 (調停の場合は相 手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10×5	離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 財産目録、不動産登記簿謄本 固定資産課税評価証明書
5	離婚等にお ける祭祀承 継者指定	所有者の住所地 (調停の場合は相 手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人・相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)、住民 票(不動産登記が予定されている場合) 祭祀財産の目録、墓地の登記簿謄本
6	離縁等にお ける祭祀承 継者指定	所有者の住所地 (調停の場合は相 手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)、住 民票(不動産登記が予定されている場合) 祭祀財産の目録、墓地の登記簿謄本
8	親権者の指 定、変更	子の住所地 (調停の場合は、 相手方の住所地)	1200円 子1名	500円×8 84円×10 20円×8 10円×10 5円×4 2円×10	申立人、相手方、未成年者の戸籍謄本 親権者行方不明の場合、親権者の戸籍附票
10	扶養の程度 又は方法に ついての決 定	相手方の住所地	1200円 扶養権利者1名	500円×4 84円×10 20円×4 10円×10 5円×2 2円×10	申立人、相手方、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項 証明書)
11	相続におけ る祭祀承継 者指定	相続開始地 (調停の場合は相 手方の住所地)	1200円 申立書ごと	84円×10 10円×5	申立人、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) 住民票(不動産登記が予定されている場合) 被相続人の戸(除)籍謄本、改製原戸籍謄本(出生か ら死亡まで) 祭祀財産の目録、墓地の登記事項証明書
12	遺産分割	相続開始地 (調停の場合は相 手方の住所地)	1200円 被相続人1名	140円×1×相続人数 84円×6×相続人数 50円×2×相続人数 20円×3×相続人数 10円×6×相続人数 1円×5×相続人数	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍、全部事項証明書)謄本 申立人、相手方の戸籍謄本、住民票 その他事案によって必要となる戸籍 遺産に関する資料(不動産登記簿謄本、固定資産課 税評価証明書、預貯金残高証明書等) 親族関係図 その他事案によって必要となる資料
14	寄与分	遺産分割事件の 係属している裁判 所	1200円	遺産分割事件係属中 84円×2×当事者数 10円×2×当事者数 遺産分割事件係属なし 遺産分割事件と同じ	遺産分割事件が係属してる場合、添付書類不要 遺産分割事件が係属していない場合(民904の2 ④、910条)、遺産分割事件と同じ

15	年金分割	申立人又は相手方の住所地 (調停の場合は相手方の住所地)	1200円 情報通知書ごと 審判確定証明書 150円	500円 × 4 84円 × 10 20円 × 4 10円 × 10 2円 × 10	年金分割のための情報通知書
----	------	---------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------------------------	---------------

4 調停・審判以外の申立

	事件名	管轄裁判所	収入印紙	切手	添付書類
	人訴	当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡のときにこれを有した地	13000円 家事事件手続法別表第2の事件ごとに 1200円 慰謝料の額が160万円を超える場合は、訴額に応じた手数料が必要	500円 × 8 100円 × 6 84円 × 10 50円 × 2 20円 × 8 10円 × 6 5円 × 6 2円 × 6 (被告が増えるごとに500円 × 4, 84 × 2, 10 × 2, 5円 × 2)	原告, 被告の戸籍謄本(全部事項証明書)
	保全		2000円	債権差押の場合 500円 × 7 84円 × 4 50円 × 3 10円 × 6 5円 × 3 2円 × 2 不動産の場合 500円 × 5 84円 × 4 50円 × 2 10円 × 6 5円 × 2 2円 × 2	
	審判前の保全		1000円 印紙不要の申立もある	500円 × 4 84円 × 4 50円 × 5 20円 × 4 10円 × 6 5円 × 2 2円 × 2	